

議案第 34 号

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第216号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(経営の基本)	(経営の基本)
第2条 略	第2条 略
<u>2 前項の規定による運営のほか、病院事業は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の規定に基づく事業その他の法令に基づく保健事業を円滑に実施し、地域における保健施設として公衆衛生の向上及び増進に寄与し、国民健康保険その他の医療保険制度の健全な運営に貢献するものとする。</u>	
<u>3・4 略</u>	<u>2・3 略</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。